

欧州の知財関係当局、新型コロナウイルスの手續等への影響に関する情報を公表

2020年3月17日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州の各知財関係当局はそれぞれ、新型コロナウイルス（COVID-19）の手續等への影響に関する情報を公表・随時更新している。

当該更新情報の概要は、以下のとおりである。

#### ◆ 欧州特許庁（EPO）

##### 期間を遵守しない場合の救済

- ・ 2020年3月15日以降に満了する全ての期間は、2020年4月17日まで延長される。
- ・ 2020年3月15日より前に満了する期間に関しては、EPOは、COVID-19の大流行による混乱によって直接影響を受ける地域に居るユーザーのための法的救済の利用を促進している。
- ・ 当該延長及び救済は、欧州特許条約（EPC）及び特許協力条約（PCT）に基づく手續における当事者及び代理人に適用される。
- ・ 以下の通知は、全ての関連情報を提供し、EPOの3月の官報（Official Journal）にて正式に公表される。当該混乱が2020年4月17日の後も続く場合、EPOは、期間に関する更なる延長及び救済についてユーザーに知らせる別の通知を公表する可能性がある。

<COVID-19の大流行による混乱に関する2020年3月15日付のEPOからの通知>

1. EPC及びPCTで規定された一般的な法的救済、特に、2020年3月15日付のEPOからの通知に従ったEPC規則134(2)の適用、並びに、EPC規則134(5)<sup>1</sup>及びPCT規則82の4.1<sup>2</sup>の適用の可能性への注意を喚起する。
2. EPC規則134(2)の意味における「全般的混乱（general dislocation）」が生じていると認められることから、この通知の公表日（2020年3月15日）以降に満了する期間は、全ての当事者及び代理人のために2020年4月17日まで延長される。これは、

---

<sup>1</sup> EPC規則については、以下を参照：

<英語（原文）> [Implementing Regulations to the Convention on the Grant of European Patents の Rule 134\(2\) EPC](#) 及び [Rule 134\(5\) EPC](#)

<日本語（仮訳）> [欧州特許付与に関する条約の施行規則の規則 134\(2\) 及び規則 134\(5\)](#)

<sup>2</sup> PCT規則については、以下を参照：

<英語（原文）> [PCT Treaty, Regulations and Administrative Instructions の Rule 82quater.1 PCT](#)

<日本語> [PCT リーガルテキスト：条約、規則及び実施細則の PCT 規則 82 の 4.1](#)

PCTに基づく国際出願にも適用される。当該期間は、他の通知によってさらに延長される可能性がある。

3. 上記 2. を損なうことなくかつそれによってカバーされないケースについて、EPC 規則 134(5) は、期間を遵守しない場合の保護（セーフガード）を提供する。
4. EPC 規則 134(5) に従って、関係当事者が当該 EPC 規則に規定された証拠を提出した場合には、遅れて受領された書類は、期限内に受領されたものとみなされる。
5. 上記 2. を損なうことなく、PCT に基づき適用される期間及び条件に関しては、出願人は PCT 規則 82 の 4.1 を参照可能である。特に、関係者が当該 PCT 規則に規定された十分な証拠を提出した場合には、期間が遵守されなかつたことによる遅滞は、許容される。

### 審判部における口頭手続

- ・ 口頭手続は、2020 年 3 月 16 日から 3 月 27 日まで審判部の敷地内では開催されない。関係当事者には適宜連絡される。

### 審査部及び異議部における口頭手続

- ・ 審査部及び異議部における口頭手続は、原則として予定どおりに行われる。
- ・ 危険性の高い地域（※）を最近訪問した当事者又は代理人が関与する口頭手続は、要請に応じて、ビデオ会議により開催又は延期される。

※危険性の高い地域：

中国、韓国、イラン、イタリア、ドイツ（ノルトライン・ヴェストファーレン州ハインスベルク郡）、フランス（グラン・テスト地域圏）、オーストリア（チロル州）、スペイン（マドリッド）、米国（カリフォルニア州、ワシントン州及びニューヨーク州）

- ・ 企業や弁理士事務所の出張制限等で口頭手続に出席できない場合には、可能な限りビデオ会議を提供すること等により、出張の必要をなくすためにあらゆる手段を講じる。

### その他

- ・ 「欧州特許弁理士試験（EQE）の中止」、「イベントの延期」、「外部パートナーの EPO 訪問の自制要請」、「職員の在宅勤務」等に関する情報が公表されている。

— EPO からの情報は、以下参照 —

- ・ コロナウイルス（COVID-19） - 継続的な更新情報

[Coronavirus \(COVID-19\) - continually updated information](#)（2020 年 3 月 17 日更新）

- ・ COVID-19 の大流行による混乱に関する 2020 年 3 月 15 日付の EPO からの通知

[Notice from the European Patent Office dated 15 March 2020 concerning the disruptions due to the COVID-19 outbreak](#)（2020 年 3 月 17 日更新）

## ◆ 欧州連合知的財産庁 (EUIPO)

### スペインでの「警戒事態」の宣言を受けた措置

- ・ 2020年3月16日(月)から、EUIPOの全職員は在宅勤務をする。
- ・ その状況下で可能な限り、EUIPOにおける業務は通常どおり継続される。商標及び意匠の出願の受理、審査、公告・公報発行、コミュニケーションの送付、期限の設定等は、引き続き行われる。
- ・ EUIPOは、2020年3月9日から2020年4月30日までの間に切れる全ての期限を2020年5月1日まで延長することを決定した。当該決定は、実務上は、5月1日(金)が祝日であるため、当該期限が5月4日(月)まで延長されることを意味する。
- ・ その他、「庁の閉鎖」、「庁への訪問禁止」、「庁での全てのイベントの延期」等。

### — EUIPOからの情報は、以下参照 —

- ・ スペインでの「警戒事態」の宣言を受けた措置  
[COVID 19 Update: measures in place after activation of 'state of alarm' in Spain](#) (2020年3月16日公表)
- ・ 期限の延長に関する決定  
[Decision of the Executive Director: extension of time limits COVID-19](#) (2020年3月16日公表)

## ◆ ドイツ特許商標庁 (DPMA)

### 知的財産権の手続の期限に関する情報

- ・ DPMAでは、法定の期限を延長することはできないものの、権利の回復(特許法第123条、商標法第91条、意匠法第23条(3)第3文、実用新案法第21条(1)、等)という選択肢への注意を喚起している。現在の状況により、本人の過失なく法定の期限を遵守しなかった者は何人も、請求に応じ、権利の回復を図ることができ、期限を遵守したのと同様の地位を得ることができる。DPMAの担当部署が個々の事案に応じて条件を満たしているか否かを判断する。

(詳細については、DPMAの2020年3月10付の通知を参照。)

### 従業者発明：書面の期限延長

- ・ 調停委員会は、従業者発明法に従って書面の期限を2020年5月15日まで延長する。ただし、これは従業者発明法の第34条(3)に基づく延長不可の法定異議期間には適用

されない。

## その他

- ・ 「書類受付カウンター等の閉鎖」、「情報センター等の閉鎖」、「イベントの中止」、「口頭の弁理士試験の中止」等。
  
- DPMA からの情報は、以下参照 —
- ・ コロナウイルス (COVID-19) - 継続的な更新情報  
[Coronavirus \(COVID-19\) - continually updated information](#) (2020年3月16日更新) (英語)  
[Coronavirus \(COVID-19\) - ständig aktualisierte Informationen](#) (2020年3月17日更新) (ドイツ語)
- ・ 2020年3月10日付の通知 (コロナウイルス (Sars-CoV-2) の拡大及びその影響に関するもの)  
[Notice of 10 March 2020](#) (2020年3月12日公表) (英語)  
[Hinweis vom 10. März 2020](#) (2020年3月12日公表) (ドイツ語)

## ◆ 英国知的財産庁 (UKIPO)

### 期限・期間の延長

- ・ UKIPO は、国内法及び国際法が許容する期間の延長を行う。また、UKIPO に与えられている裁量権を行使して影響を受けたユーザーを支援する用意がある。
- ・ UKIPO は、ケースバイケースで可能な限り、期間延長の請求を考慮する。

### 期間を遵守しなかったことによる権利の喪失

- ・ 期間を遵守しなかったために権利が喪失した場合、ある特定の状況では当該権利が回復される可能性がある。
- ・ 英国の知的財産法は、起こり得る全ての状況に対する規定を提供してはならず、その適用は、応答の遅れの性質や遅延の状況次第である。UKIPO の職員は、利用可能な選択肢や回復手続について説明することができる。

- UKIPO からの情報は、以下参照 —
- ・ コロナウイルスに関する出願人等へのアドバイス  
[Coronavirus advice for rights applicants](#) (2020年3月11日公表)

◆ イタリア特許商標庁 (UIBM)

手続の期限の延長

- ・ 商標登録の異議申立手続及び審判の期間を除き、手続の期限が 2020 年 4 月 3 日まで延長される。

－ UIBM からの情報は、以下参照 －

- ・ COVID-19 : UIBM の管轄下にある手続の期限が 2020 年 4 月 3 日まで延長される  
[COVID-19: sospesi fino al 3 aprile 2020 i termini in scadenza per i procedimenti di competenza dell'UIBM](#)

(以上)